

2021年6月8日

担保法制の見直しに関する意見

日本労働組合総連合会
労働法制局長 富高 裕子

動産や債権に対する担保権の設定については、労働債権には一般先取特権があるとはいえ、倒産した場合に労働債権が十分確保できていない実態を踏まえ、労働者保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 2003年に成立した「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」の衆参両院の附帯決議においては、労働債権と他の債権との調整について、「労働者の生活保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえて検討し、所要の見直しを行うこと」と決議されている。附帯決議に基づく見直しの検討が最優先であり、見直しの議論を尽くした上で、動産、債権に対する担保権の設定に係る議論を行うべきである。
2. 債権の優先順位を検討するにあたっては、賃金は労働者の生活の基盤を支える重要な債権であり、倒産した時点で他に収入のあてはなく、他の債務者と比べて優先的に保護する必要があることを十分に踏まえるべきである。
3. 国の未払賃金立替払事業においては、2019年度の立替払額は86億円超となっており、そのうちの約95%が299人以下企業である。立替払された賃金債権については、独立行政法人労働者健康安全機構が代位取得し、支払い責任者である使用者に求償することになるが、動産や債権にも担保権が設定されることになれば、求償債権の回収はますます難しくなり、未払賃金立替払事業本体に与える影響も大きい。他の制度への波及についても課題として検討すべきである。

以 上